

財 関 第 7 4 6 号
平成 2 3 年 6 月 3 0 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 23 年 7 月 1 日（ただし下記第 10 については平成 23 年 7 月 3 日、第 11 については平成 23 年 10 月 1 日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 4 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

1. 税関様式 C 第 1005 号を別紙 4－1 のように、C 第 1040 号を別紙 4－2 のように、C 第 1041 号を別紙 4－3 のように、C 第 1140 号を別紙 4－4 のように、C 第 1150 号を別紙 4－5 のようにそれぞれ改める。

2. 税関様式C第 3210 号を別紙 4－6 のように改める。
3. 税関様式T第 1685 号を別紙 4－7 のように改める。
4. 税関様式P第 9610 号を別紙 4－8 のように改める。
5. 税関様式S第 1025 号を別紙 4－9 のように、S第 1045 号を別紙 4－10 のようにそれぞれ改める。

第 5 外国貿易等に関する統計基本通達(昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号)の一部を次のように改正する。

別紙 5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 6 特例輸入者の承認要件等の審査要領について(平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号)の一部を次のように改正する。

別紙 6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 7 関税評価に関する取扱事例について(平成 19 年 6 月 26 日財関第 876 号)の一部を次のように改正する。

別紙 7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 8 税関官署の開庁時間について(平成 20 年 3 月 31 日財関第 348 号)の一部を次のように改正する。

1. 函館税関における税関官署の開庁時間についてを別紙 8－1 のように改める。
2. 神戸税関における税関官署の開庁時間についてを別紙 8－2 のように改める。

第 9 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号)の一部を次のように改正する。

別紙 9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 10 税関官署の開庁時間についての一部を次のように改正する。

函館税関における税関官署の開庁時間についてを別紙 10 のように改める。

第 11 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。